

5 子どもの権利施策推進部会設置要領

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市子どもの権利に関する条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第6項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に子どもの権利施策推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進部会は、別表に掲げる関係部課をもって組織する。

2 部会長は、市民局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

(部会長の職務)

第3条 部会長は、当該推進部会の事務を総理する。

(会議)

第4条 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第5条 推進部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの権利に関する行動計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの権利委員会による施策の検証等に関すること。
- (3) 子どもの権利の日にかかわる事業に関すること。
- (4) その他子どもの権利に関する施策の推進に関すること。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、市民局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が推進部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会構成

関 係 部 課	
総合企画局	企画部企画調整課
市 民 局	人権・男女共同参画室子どもの権利担当
	地域生活部青少年育成課
市民オンブズマン事務局	
健康福祉局	障害保健福祉部療育福祉課
	児童部児童保健福祉課
	児童部少子化対策担当
	児童部保育運営課
教育委員会	総務部人権・共生教育担当
	学校教育部指導課
	生涯学習部生涯学習推進課
	総合教育センター教育課題研究室

川崎市子どもの権利に関する行動計画策定作業部会構成（平成15年8月～平成17年3月）

局	部・課
総合企画局	企画部 企画調整課 政策部（平成16年3月まで）
市民局	人権・男女共同参画室 子どもの権利担当 地域生活部 青少年育成課
市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
健康福祉局	障害保健福祉部 障害計画課 児童部 少子化対策担当
教育委員会	総務部 企画課 総務部 人権・共生教育担当 学校教育部 指導課